

令和7年度 第7回豊能町教育委員会会議（10月定例会）会議録

日 時： 令和7年10月15日（水） 午後2時00分開会

場 所： 豊能町役場 2階 大会議室

出席者：	教育長	板倉 忠
	教育委員	宮崎 純光
	教育委員	坂口 敏子
	教育委員	小松 郁夫
	教育委員	馬渡 秀徳
	教育委員	増田 ゆか
事務局：	こども未来部長	仙波 英太朗
	教育総務課長	池田 拓也
	義務教育課長	峯 亜希子
	こども育成課長	高田 浩史
	生涯学習課長	中谷 匠
	教育総務課主任	横山 悟士

傍聴者： 4名

会議次第

○審議事項

第12号議案 豊能町立小・中学校通学区域に関する規則全部改正の件 【継続審議】

第13号議案 豊能町教育委員会公印規程一部改正の件

○各課・室からの報告

【教育長】

定刻となりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は5名です。過半数に達していますので、令和7年度第7回教育委員会会議10月定例会を開催いたします。会議録署名人を宮崎職務代理にお願いします。

それでは議題に入ります。本日の審議事項は2件でございます。初めに前回からの継続審議となっています第12号議案「豊能町立小・中学校通学区域に関する規則全部改正の件」、事務局より説明をお願いしたいと思いますが、継続審議になっておりますので前段をご説明させていただきます。

まずは継続審議となっております「豊能町立小・中学校通学区域に関する規則全部改正の件」、前回の教育委員会会議では、事務局から次のような説明をさせていただきました。

通学区域審議会の答申は、「東西地区のそれぞれの学校に対して、東西それぞれの地域に対して通学区域として学校を指定するもの」であり、答申に基づいて今回の議案を提出しています。ということと、令和7年9月11日付けで豊能町議会から、学校選択制の導入についての提言書をいただいたことについても説明させていただきました。

その提言の提出に至る経緯につきましては、東西の中一貫校の整備に係る設計の予算については、令和2年10月の議会で予算が成立しましたが、「西地区への通学に道を開く積極的な議論をすること」、「豊能町全体を一つの校区として、東西どちらの学校でも行けるような施策をしていただくこと」を条件として賛成された議員がおられた。またその賛成がなければ当時の予算が成立しなかったという背景について、事務局より説明をさせていただきました。

議会からの提言書はすべての議員がその内容に賛成し、議会の意思としてまとめられたもので、我々としては重く受け止める必要があります。

東地区の学校は小規模であり、西地区は中規模校であり、それぞれ特徴のある学校を自由に選択できる学校選択制を導入することは、子どもたちにとって大きな意義があると期待されている。このあたりを再度理解した上で、ご議論していただきたいということで審議をお願いしたところでございます。

教育委員の皆さんにはご意見を出していただきました。これまで教育委員会としましては、小規模の学校は人間関係の固着化ということで議論をしてきたところですが、それをどう解消するかについて議論してきましたが、議会からの提言書の趣旨は、子どもの個性によって大きな集団で学ぶことが良いのか、小さな集団で学ぶことが良いのかという、小規模校と中規模校の2つの学校がある中で、自分に合った学校を子どもが選べるというのは、豊能町の特徴になるのではないかというものでした。

前回、提言書についてもう少しご意見をいただければと思い、継続審議とさせていただきました。今回は、前回の事務局から説明がありました学校選択制を導入している八王子市の取組みについて事務局が問い合わせを行っておりました。その回答がございますので、これを含めてお願いしたいと思います。事務局よりお願いします。

【こども未来部長】

八王子市がとっております学校選択制について調べ直し、問い合わせをしていた分の回答をいただいておりますので、その旨を説明させていただきます。

まず、八王子市の状況ですが、人口が令和4年の3月末現在で56万1457人。豊能町が現在約1万9000人ですので約30倍の人口です。面積については、八王子市はすごく広く、186.38km²あり、豊能町が約34km²ですので、約5.4倍の広さを抱えております。

学校数も当然のことながら多く、公立の小学校が69校、中学校が37校、義務教育学校が1校という形でございます。その中でも、都会のところもあれば、実はそうではない地域があるということです。

小学校の中で、児童数が100名以下の学校が69校のうち7校あり、その中でも少ないところでは13名、33名、60名、80名といった学校がございます。中学校については、生徒数が100名以下の学校が3校ございます。大きい市なのですが、大規模な学校と小規模な学校を多数抱えているそうです。

八王子市の学校選択制について、小学校については指定校の変更という形で行っています。100名以下ではなく、200名以下くらいの学校が11校あり小規模校という形で認定をし、その他

を大規模校としているそうです。

小規模校の通学区域に住んでいらっしゃる方で大規模校を希望される方については、近い学校を何校かを指定し、本人さんや保護者さんのご希望で通学できるというものだそうです。逆に大規模校が子どもさんに合わないということであれば小規模校を選ぶことができ、学校選択制とは一部違い、教育委員会から学校指定した上で指定校を変更するという形を導入していらっしゃいます。小学校では、その指定校以外の学校を選択した理由として、通学の距離・安全が一番だそうです。

指定校よりも自宅に近い学校を選択する傾向が強い一方で、中学校でもやはり同じような傾向がありますが、中学校での指定された学校以外を選択するという理由は、友人関係があるからであるとか、部活動を理由に挙げた生徒も多いというところで、小学校は指定校の変更による制度、中学校は学校選択制という制度をとっています。いずれも定数の関係により、余りにも希望数が多い場合には抽選という形をとっているそうです。

小学校の指定校の変更理由は、先ほど申し上げました小規模校の特例ということ以外には、例えば隣接区域で指定された学校より近いとか、兄弟がその指定校以外のところに通っておられるとか、両親の通勤途中に学校がありそこまで送るという場合には、指定校の変更を認めているという状況でございました。

ここから更に、保護者が選択できることにより、児童数が減少している学校があるのかとお聞きしました。やはり自由に選択できるということで、それが原因かどうかは別ですが、児童数が減少している小規模校があるということでした。そのために、令和3年に学校選択制の見直しをしているそうです。

逆に大規模校が子どもさんにとって合わない場合には小規模校を選択できるという制度を追加したとおっしゃっておりました。児童数が減少したというところで、学校運営に支障があるのではないかということをお聞きしましたが、今のところ教育委員会としては特に学校運営に支障があるところまでは確認はしていませんとのことで、教員を市費で措置するという配慮等はしていないそうです。

あと、学校選択制を導入するにあたり、地域や保護者からの反対がありましたかという質問には、特にはありませんでしたとのことです。

制度上のことで、八王子市には義務教育学校が1校ありますが、その義務教育学校の前期課程に進学されていたお子さんでも、後期課程から別の学校を選択するということが可能な制度をとっているそうです。

以上が八王子市の状況でございます。先ほど申し上げましたように、大規模な市で本町の状況とは違いますが、地域の一部で小規模校と大規模校がある場合に、どちらでも選べるといった選択制を導入しているというところで、本町の学校選択制の参考になるのではないかというところです。以上です。

【教育長】

今の八王子市の件につきまして、委員の皆さんご質問、ご意見はありますでしょうか。

【委員】

令和3年に、大規模校から小規模校を選べるということを追加されたとのことですが、その後の具体的な件数はわかりますでしょうか。

【こども未来部長】

各学校別に何件あったかについては、申し訳ないですが把握しておりません。

【教育長】

本日配っている資料がございまして、「就学校の指定・区域外就学の活用状況調査」、「学校選択制に関する主な意見等の整理」というものが文部科学省から出ておりまして、それを基に再度ご議論いただければと思います。続けて事務局より説明をお願いします。

【こども未来部長】

それでは、この調査について説明いたします。お手元の資料の「就学校の指定・区域外就学の活用状況調査について」ということで、文部科学省が令和4年5月1日時点での調査をした結果になっております。

このうち、就学校の指定の調査の部分だけを抜粋し、資料としてお手元に配布しております。まず1ページ目ですが、「調査の趣旨」ということで、市町村教育委員会は設置する小学校又は中学校等が2校以上ある場合には、就学予定者又は学齢児童生徒が就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定するということになっております。

ただ、市町村教育委員会の中には、学校選択制ということであらかじめ保護者の意見を聴取し、就学校の指定を行うという取組みが見られることから、全国の市町村教育委員会の中で、どれぐらいの教育委員会がそういった制度を活用し、どういう状況かという調査を令和4年5月1日の時点で行ったものでございます。

3ページ目をご覧ください。こちらは「就学校の指定について」、全国で1,751の教育委員会から回答があり、左が小学校等、右が中学校等ということで、この「等」というのは、義務教育学校の場合には前期課程が小学校、後期課程が中学校となっております。

1ページ目のグラフは、全国で小学校が2校以上ある教育委員会もしくは中学校が2校以上ある教育委員会ということで、小学校について1,455の教育委員会で83%、中学校の場合は1,131で65%があるというグラフになっております。したがいまして、83%、65%の部分は、教育委員会が学校の指定をしなければならないというものでございます。

次に4ページ、5ページをご覧ください。「学校選択制の導入状況」というところでございます。4ページの上の方に表があり、学校選択制には自由選択制やブロック選択制といった様々な方法があります。下は、それをそれぞれの教育委員会がどの程度導入しているのかというグラフとなっております。小学校等は、全回答数1,455のうち319の教育委員会が学校選択制を導入していて、中学校等は全回答数1,131のうち217の教育委員会が導入していて、小学校が21.9%、中学校が19.2%となっております。

同様の調査を、平成18年度、平成24年度、令和4年度と3回に分けて実施しておりますが、5ページはその比較となります。小学校も中学校も、平成18年度、平成24年度、令和4年度と時間が経過するにつれまして、学校選択制を導入する教育委員会が徐々に多くなっているというのが実状でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。「学校選択制の実施形態」ということで、学校選択制にも色々な実施形態があります。上の表にありますように(A)は自由選択制、どの学校でも自由に選択できる制度で、(B)はブロックに分ける制度で、(C)は隣接している学校を選べる制度、(D)は特認校制ということで、ある一定の学校については当該市町村内のどこからでも選べるといった制度、(E)については特定の地域というところで、特定の地域に居住する場合には一部、認めるというそれぞれの制度となっております。

下のグラフについて、それぞれの制度の右手側にあるのが令和4年度の回答数となっており、自由選択制を小学校で導入しているのが全国で33の教育委員会、中学校では63の教育委員会が導入しているというところになります。学校選択制を導入しているという教育委員会が多いのですが、その中で特に多いのは特認校制で、小規模校に限ったことではなく、特定の学校については就学を認めるという特認校制が多くなっているところでございます。

7ページですが、「学校選択制を導入してよかったです」というところで、学校選択制を導入している教育委員会に、複数回答ありでアンケートを行っているものでございます。6項目挙げられていますが、1番左手側から、「選択や評価を通じて特色ある学校づくりが推進できた。」、「保護者の学校教育への関心が高まった。」、「児童生徒が自分の個性に合った学校で学ぶことができるようになった。」、「学校同士が競い合うことにより教育の質が向上した。」、「保護者の希望に配慮することができるようになった。」、「その他（自由記述）」ということで、自由記述は下の方に書いてあります。

このグラフから分かりますように、一番左手の「特色ある学校づくりが推進できた」というのはやや少なめになっており、一番多いのはやはり「保護者の希望に配慮することができるようになった」というのが、この学校選択制になったことについて教育委員会として考えておられるというところになります。

あとは「児童生徒が自分の個性に合った学校で学ぶことができるようになった」というのは、やはり導入して良かったというところでございます。一方で、「学校同士が競い合うことで教育の質が向上した」という回答は非常に少なくなっているというところがわかります。

続きまして8ページをご覧ください。「学校選択制の導入による課題」というところでございます。学校選択制を導入している教育委員会の中で、複数回答により小学校と中学校別に回答しているところであります。課題といたしましては、「通学時の安全対策」であるとか、「事務手続きの煩雑さ」というのが大きいところであります。

ただ、「課題は特がない」と考えておられる教育委員会もあり、当然のことながら学校選択制を導入する際に色々なことを検討の上、導入しているのかとは思いますが、課題は特ないとお答えいただいている教育委員会も非常に多いというところでございます。

続きまして9, 10, 11ページについては、先ほどの特認校制の導入理由であるとか課題を挙げております。特任校制の導入理由で一番多いのは、小規模校の課題解消で、市町村の中で、小規模になっている学校を選び、そこを小規模特認校とし、市町村の中でどこからでも就学することができるという制度をしているのが特認校制という形になります。

続きまして10ページですが、「小規模特認校を導入してよかったです」というところについては、特に多いのは、「地域の特色を生かした特色ある学校づくりが推進できる。」や「児童生徒が自分の個性に合った学校で学ぶことができるようになった。」というところで、小規模特認校を選択すると、児童生徒が自分の個性に合った学校で学ぶができるようになったというところでございます。

一方で、課題としては次の11ページになりますが、「通学距離が長くなり、安全の確保が難しくなったり、児童生徒の通学の負担が発生した。」というところが、一番の課題で挙げておられる教育委員会が多いというところでございます。

12ページは「学校選択制の導入について検討中又は検討予定である理由」、13ページは「学校選択制を導入しない理由」、14ページは「学校選択制の廃止理由」が、数は少ないですがアンケート結果が載っております。これがこの状況調査のアンケートの結果でございます。

それをもとに、もう一つの資料4「学校選択制に関する主な意見等の整理」というところで、学校選択制の基本的な考え方ということで、教育委員会が学校選択制を検討する場合にはこういった考え方に基づいてご検討いただければということを文部科学省が整理をしたものです。

学校選択制を導入した市町村が感じているメリットやデメリットが先ほどのアンケート結果に基づいた調査により書いており、この活用状況調査のアンケート結果によるメリットとデメリットを市町村が感じているところでございます。

その中で、学校選択制を導入する際の検討事由として、「特色ある教育活動との関係」というところで、「特色ある学校づくり」につきましては、単に他の学校との違いを出すことを目的とするのではなく、学校が抱えている課題を解決するための手段として、地域の特色をどう生かし、どのような工夫をしていくかということが重要である。といったことが書かれています。

次のページでは、「保護者の学校への関心や協力」というところでございます。ここについては、学校選択制は学校側も様々な努力をするのですが、実態としては、保護者の学校選択の判断基準は必ずしも各学校の教育活動の特色や教育方針に依拠しておらず、友人関係、学校の立地条件や生徒指導上の問題を優先してしまいかがちになっているという指摘があるというところでございます。

続きまして、「学校と地域との関係」につきましては、以前から教育委員の皆様からもご指摘いただいているところではございますが、学校選択制を導入すると、学校と地域の関係が希薄化してしまうのではないかというところについても、この検討材料の一つとして考えるようにということであります。

続きまして、「教職員との関係」というところで、学校選択制のもとでは、教職員や保護者、地域が学校改革に前向きに取り組めるように、条件整備を同時に進めることが必要であるということ。学校選択制をするためには、豊能町の場合には、東と西と一つずつの学校がありますが、その東と西の学校の条件整備については、同様の条件で同時に進めること、これが必要だというところで、ここに記載しております。

最後、「通学の問題」というところで、通学上の安全については、やはり距離が長くなると

か災害等々ありますので、こういった通学の問題も検討した上で、教育委員会として通学区域の選択制を行うかを検討して欲しいということです。

基本的な考え方としては、学校選択制というのは地域によって様々な事情があり、全国一律に推進すべきというものではなく、メリットとデメリットを十分に考慮した上で学校設置者が導入を判断すべきものであるというところで、豊能町にはどういった形で行うことが豊能町に一番合っているのか、教育委員会の中でご議論いただければと思います。私からの説明は以上でございます。

【教育長】

説明ありがとうございました。まずはアンケートの説明をいただきました。質問等ありますでしょうか。

【委員】

具体的な中身についての意見の前に、今説明されたアンケートと意見の整理についてコメントさせてください。

まず、令和4年に出された文部科学省の調査ですが、どういう質問項目を設定し、どういう選択肢を設けるかは、入念に時間をかけて作成し実施をするものです。

こういったケースの場合には、文部科学省レベルで全国のデータを大まかにグラフで表します。その次に、この結果の中で少数意見を含めて気になる場合は、具体的にヒアリングしに行きます。数字だけで処理をすると中々実態が見えないので、記述してくれたアンケートの回答を見て、教育委員会にもう少し詳しく話を聞いたり、あるいはヒアリングしたりします。

全国の色々な事情があるので、この辺の読み取りはすごく慎重にした方が良く、少数意見を含めてここで少し紹介をされているようなことをしっかりと読み取った方がいいということが一つです。

それから、もう一つの学校選択制に関する意見等の整理についてですが、これは平成21年のデータとなります。理解しやすいように見出しをつけてバランスよく整理されているので、ここから私たちが学ぶことがたくさんあるということを改めて思います。

ただ、これは文部科学省としてどうすべきだみたいなことは書いてありません。この2つのことを踏まえて、令和7年現在の豊能町という私たちのこの町で、学校選択制をどうすべきかということをきちんと議論した方がいいのではないかと思いコメントをさせていただきました。

【教育長】

このアンケートについて、豊能町は学校選択制をしていると回答していると思います。なぜかというと、特定地域選択制を導入しているからです。

豊能町では、光風台5丁目の方は東ときわ台小学校へ通えるという、特定の地域だけを選択できるからです。

そういうことをわかった上で見てもらえばいいのではないかと思います。

【こども未来部長】

豊能町が令和4年度の調査時にどう回答したかは把握していませんが、確かに光風台の一部地域については、光風台小学校と東ときわ台小学校を選択できます。そういう意味合いではこのEの特定地域選択制ということになります。

【委員】

今まさに教育長が言られたような、詳しく見るとほんの一部でもやっていれば、そこに該当してしまうということです。このアンケートはもう少し丁寧に読み取り、豊能町はどうだったんだということを考えないと、あたかもその市町村全部でやっているみたいに誤解される場合もあります。

全部やっているところもあれば、ほんの一部の地域だけでやっている場合でも、B,C,Dに入るになります。もっと細かく聞くと、ある教育委員会ではほんの一部なので、私たちは例外として無視して回答しましたという委員会もあれば、ほんの一部だが制度としてあるため、そ

のように回答しましたという例もあると思いますので、アンケートの読み取り方というのは非常に難しいです。かなり丁寧にしていかないと間違った解釈をしがちだということを申し上げます。

【教育長】

色々な状況があって、それぞれの地域に合った選択制を取られているところをご理解いただければと思います。続けて、文部科学省が出した学校選択に関する主な意見等の整理というところで、本町にこれを当てはめて考えていけたらと思っております。

まず、ここで勘違いされるのかと思いますが、特色ある教育活動というのがこれからの学校に求められるのかと思います。ただ、ここに書いてあるように、私たちがこれから開こうとしている教育活動というのは、義務教育学校は公立の学校で、各学校が抱える課題を解決するための手段として、その学校が置かれている地域の特色をどのように生かしてどのように工夫を行っていくかということが、いわゆる特色であるということを押さえていただきたいです。

何かに特化しているではなく、デメリットをどのようにして特色を出しメリットへもっていくのか。小さな学校であれば目が行き届きますし、それをいかに生かしてより教育効果を上げるのかということころです。全く違う学校をつくるというわけではなく、どちらも特色を出していくことが大事かと思います。

それから最後のところですが、学校選択制について、「小規模校には小規模校の良さもあるため、あえて小規模校の学校を希望する保護者や児童生徒もいる。このため、学校選択制の結果により一時的な傾向として児童生徒数が減少したことをもって学校統合を行うことは、小規模の学校を選ぶ保護者や児童生徒の意向に沿わないものであるから、学校選択制導入の趣旨にもそぐわないと考えられる。」と書かれています。

この学校選択制によって小規模校が影響を受けることはとても課題としてあるかという気がし、本町にとっても大事な視点かと思うところです。何かご感想とかご意見とかあればよろしくお願いします。

【委員】

現状、東と西の学校の特徴が地域の方にまだ一部の情報しか行き届いていないので、もし将来、学校選択制を導入するのであれば、それぞれの地区の学校がどういう特色があるのかを正しく住民の方にわかつていただく必要があります。

そうでないと、選択するということに繋がらないかと思います。今日の資料を見せていただいて、来年度から選択制をするのは早すぎるのではないかと思いました。

まず特色を出して、地域の人に正しく理解をしていただく。八王子市の件に関してはかなり工夫をされていて、かなり時間かけて検討されているのだと思います。

案としては、特色ある学校を東西で作っていただきて、自分の子どもに合った学校に行くというの悪く話ではないと思いますが、来年4月からというの早いかと思いました。

【教育長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【委員】

前回にも申し上げましたが、豊能町の場合、学校選択制にして欲しい理由に学力が高いからとか、近いからとか、そういったわがままで言っているわけではなく、これからもっと人数が減って、学校がどうなっていくのかという不安があるから選べるようにして欲しいという願いがあり、これは当たり前だと思います。

学校選択制の議論をすることができているのは、とても良いことだと思います。メリットとデメリットを考えたとき、私は自分が現場にいたときに、学校には様々な不確定要素があり、大雨や地震の警報が出たり、クマが出たり、そういうものが教育委員会からよく連絡が来て各学校で対応しなさいということがあります。

そういうときの児童の安全確保は本当に細かいことがたくさんあります。学童保育や、共働きの親御さんですぐに迎えに来られない方もおられ、一つ一つ対応していかないといけませ

ん。そういう時に、新校ができたら登校班再編の問題とか、バス通学の対応とか、色々なことを考えていかなければならず、デメリットが結構あるのかと思います。

また、教職員の配備に支障をきたすのではないかと思います。実際に私が管理職をしていた時に、3月の時点できりぎり35人で、4月末に転校生が1人入ると2クラスになる状況で、急に2クラスにすると保護者から色々な意見があり、人を確保しないといけません。担任を1人増やすということは、教育委員会にお願いをしないといけないということで、完全に自由選択制にするなら、そういうことも踏まえて教育委員会がしっかり考えなければなりません。

前回、生活科の問題で、特に低学年の地域に密着した学習指導がメインの授業や課題を踏まえたら、学校選択制はすばらしいメリットとともに様々な具体的なデメリットみたいなものも見えてきます。

今の時点で拙速に学校選択制にしてしまうというのは厳しいのではないかと思います。むしろ、山を隔てた2つの学校という面白い地形を生かした、地域を生かすようなことに教育委員会はもっと注力し、学校の現場の先生と話し合っていくのが、落としどころではないかと思います。

【委員】

今まで様々な立場から色々な行事に参加させていただきまして、特に東地区であればミニスポーツ大会、西地区では、ふれあいのつどいに参加させていただきました。本当に地域の方と子どもさんが1つになっていました。

また、その地域に密着した、そういうものを利用した授業が展開されていますので、私はやはり、東は東、西は西のそれぞれ特徴ある学校で、しばらくの間は運営していくべきだと思います。以上でございます。

【委員】

一つ気になるところは、保護者の希望に合わなかつたなど、「保護者」という言葉が出てきますが、子どもは一体どう思ってるのか、保護者と子どもが一体となっているのかというところです。

数年前に、豊能町で学校が1つになるがどうかということになり、西と東に一つづつに分かれ、来年度から開校します。これからそれぞれの特徴を作り上げて、形としていくときということもありますので、もう少し様子を見て、時期を待って考えていく方が良いのではないかなど感じました。

【教育長】

どこかのアンケートであったのが、小学1年生の時の選択と中学1年生の時の選択と少し違うそうです。小学校の時は保護者の選択で、中学校の時ではクラブ等の関係で子どもの意見で選択していることがある。選択の時期が2回ありますが、その2回の意味合いが違うというのが見えてきます。

大阪市は、区ごとに選択制をとっており、規制緩和のころに推進されたのだと思います。教育委員会制度が本町と違うのでやり方が違いますが、住吉区では細かいデータを出しているそうです。

【こども未来部長】

大阪市の場合、当時の市長が、学校が切磋琢磨して特色を出していこうということで、大阪市の中で学校選択制を進めていきました。その中で、当時は実施する区としない区がありました、調べたところでは、現在大阪市内はすべて学校選択制を導入しているそうです。

その中で、住吉区では導入の時に保護者説明会等で色々なご意見があつたそうです。例えば引きこもり、いじめや学校崩壊をなくすために自由選択にして、少しでも安全安心に、教育の場ができるようにして欲しいというご意見があります。

児童数が少ないところで、本当は違うところに指定されているが、そういった制度がなく、私立も考えないとだめになってくるところですが、選択制があれば幅が広がり、公立への入学もできるというご意見もあるというところでした。

あとは、学校選択制が新入学生のみしか対象でないというところが、既に他の学校に通っているので、そこはどうなのかというご意見もあるというところでした。

同じような形で、選択制になったことをきっかけに関心を持ち、学校行事もしくは教育に参加するようになるかもしれないというご意見をお持ちの保護者の方もいらっしゃいました。

一方で、やはり皆さんご心配の通り、多くの意見は地域と学校との関係であるとか、登下校の見守りでも地域の方がすごく良くやっていたりと、町内会の行事の参加等々、どうしても地域と今の学校は一体になってくることについては不安があるというご意見があるところでございました。

【教育長】

さまざまな議論がされているそうですね。

【委員】

まず、この間に過去に議会等で皆さん、非常に貴重なご意見をまとめられて、議員の皆さんは保護者の声も聞かれて、色々なご意見を議会の中でおっしゃられたと思いますし、そのことは非常に大事なことです。

議員というのは町民の代表として、あるいは町民の声をしっかりと聞かれた方たちの声なので、私は非常に貴重な意見として大事にしていくべきだと思います。令和7年10月のこの時点で、豊能町でこの問題をどう考えるかという点で言うと、皆さんから色々出ているように、すでに私たちは来年4月から義務教育学校として東西でスタートするということを決めて動いています。

文部科学省の調査では、この学校選択制について小と中とで別々にとっていますが、私たちはそうではなく9年間を通して一つの学校でやっていきます。教育委員会として学校選択制をどう考えているか、調査も将来的にはしなくてはいけないかと思います。

かなりの数の義務教育学校が全国で増えてきています。特に豊能町は2つの学校を、9年間を通してしっかりとした教育をやっていくことでスタートします。ただそれはまだ現実にはなっていませんので、そういう面で言うと、まずは4月からしっかりととした目指す新しい学校づくりが見えてから、ではどうするかという議論をしないと、今の段階で学校選択制をどうしようかという議論をするのは、やはり時期尚早だと思うのが一つです。

それから、文部科学省の意見集約のところにも出てきていますけれども、2ページ目の教員人事や学校選択制について書いている2つの丸のところですけれど、公立学校の教職員人事はご承知の通り、9年間の新しい学校でもずっと9年間その学校にいる先生はかなり少ないのでないかと思います。

私立学校くらいの特色づくりというのは中々難しいです。むしろ、教育委員会として、あるいは学校自身、全体的な水準の維持向上を私たちは目指しているので、東にある学校であろうと西にある学校だろうと、そういう質の高い学校づくりをしていくという点でいうと、私立学校みたいにA校とB校がこんなに違うので、我が子はこっちの学校が良いという問題で考えるのが、公立学校を置いている町では私はあまりメリットがないような話だと思っています。

この意見集約一つ目のところでもそうですが、学校と地域との関係の部分のところでも、今後ますます地域に根差した学校づくりを、私は豊能町の中でも進めていくものだと理解しています。

京都市は政令指定都市ですが、もっと地域に根差した京都市の公立学校づくりを進めていくこうとなっています。コミュニティスクールからスクールコミュニティへという学校を核とした地域づくりをしていくと、かなり京都市では力点が置かれてるものになっています。実は文部科学省でも進めていることで、具体的には学校地域協働活動推進員を各学校のサポートとして配置することに対し、国からも補助金が出るようになってきています。

学校の先生たちだけではなく、学校と地域をつなぐ、両方を知っている方が京都では今年度から10校くらいで配置をされている。常に学校と地域のパイプ役になってくる。これは国もかなり力を入れて予算措置をされ、豊能町でもコミュニティスクールの東西で設置し、活動がそれぞれ充実してきていますので、地域に合った子育てを学校・保護者・地域が一緒になってやっていくことで、可能な限り地域密着型の学校づくりをしていくことが大事だと思います。

先ほど委員の言われた、今の時代の中で子どもたちの安全・安心という点で言うと、何があるかわからないところで、子どもたちが安全で安心して学校に通学できるという面でも、地域での防災を考える意味でも、地域を越えて子どもたちが違うところで学ぶというのは、あまりメリットがないというか、むしろ危惧される点が出てくるのではないかと思っています。

もう一度結論を申し上げると、まずは来年の4月からの新しい学校づくりをしっかりとやって、その姿をある程度見せた上で、場合によってはもう一度議論するのはあってもいいのではないかというのが私の意見です。

【教育長】

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

【委員】

子どもが学校を選ぶか親が学校を選ぶかという話がありますけれど、今は箕面森町があるから東と西が繋がりましたが、私が子どもの頃は、別世界のようでした。果たしてそんなに子どもの目線で、東西の学校がそれわかるのかという話で、せっかく今回こういう話が議論できたので、東西2校ができた折には何か学校の間で交流的な行事を考えていただいて、お互いを子どもの時から知ることは、将来の豊能町にとっては良いのではないかと思いました。

【教育長】

豊能町は東西に分かれていますが、子どもたちは習い事等で繋がってるものです。高校へ行ったときにまた再開するということもあり、そこで同じ豊能町だねとなったりすることを色々なところで聞きます。やはり豊能町に子どもたちがしっかりと根付いているのかと思います。これから東西の学校が変わることでどうなるのか保護者が不安を持っているのは確かだと思います。

それを今回提言いただき、子どもを真ん中に置いてその不安を教育委員会がきちんと考えたのかというご助言だと思っています。

その時に、この5年間、学校選択制をきちんと考えていたのか。子どもを真ん中に置いて考えてきたつもりですが、議会から見たら、しっかりしていないとみられたのかもしれません。これから新しい2校をつくっていくにあたっては、その保護者の声や子どもの声を大事にしながら、子どもを真ん中に置いた学校を作っていくということを肝に銘じなければなりません。今回提示された内容を見て、そうお感じになられたのだなと。とても反省すべきだと思いました。議員の皆様には申し訳なかったと思います。

2回審議をさせていただきました。採決を行ってもよろしいでしょうか。それでは質疑を終結させていただきます。採決を行います。審議の内容は、とよの東学園は東地区、とよの西学園は西地区という通学区域について賛成か反対かというご議論になります。よろしくお願ひいたします。

それでは、第12号議案「豊能町立小・中学校通学区域に関する規則全部改正の件」について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、第12号議案は可決されました。

議会のご提言とは少し違う方向になりましたが、これから私たちがつくっていく義務教育学校では、単に小・中学校を一つの学校にしたというだけではなく、これまでの伝統を踏まえた上で、新しい教育理念・概念を持った学校であると、委員の皆様からご意見をいただきました。

今後、豊能町教育委員会としましては、少人数の学校では人間関係が不安であるとの保護者の不安の解消も含めて、東西2つの義務教育学校をどのような学校にしていくのか引き続きしっかりと議論をしていきたいと思います。どうかご協力を願いいたします。

では、続きまして第13号議案「豊能町教育委員会公印規程一部改正の件」でございます。事務局より説明をお願いします。

【教育総務課長】

それでは、第 13 号議案「豊能町教育委員会公印規程一部改正の件」についてご説明いたします。お手元に配布しております議案書、議案概要及び新旧対照表を併せてご覧ください。

改正の理由でございますが、令和 8 年 4 月に東西地区に義務教育学校を開校し、それぞれの学校に公印を備え付ける必要があることから、豊能町教育委員会公印規程の一部を改正するものでございます。

改正規則の概要でございますが、第 2 条別表の別表 1 中、学校印及び学校長印の数量を、現在の小・中学校の合計に応じ、「6」と規定をしておりましたが、令和 8 年 4 月からは、義務教育学校が 2 校となることから、個数を「2」に改正するものでございます。

また、同表の別表 2 中、印影につきましては、従前から印影ではなく、雛形を規定していたことから、表題の項目を印影から雛形に改正すると同時に、雛形に記載の内容を「学校」から「学園」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この規定は、交付の日から施行するものでございますが、経過措置といたしまして、この規定の施行の際、現に改正前の豊能町教育委員会公印規程の規定に基づき使用している公印及び公印の印影を刷り込んだ文書及び電子計算組織に記録された公印の印影は令和 8 年 3 月 31 日まで使用することができるとして、またこの規定の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における別表 1 の規定の適用については、同表、管守者の欄中、学校長とあるのは教育総務課長とするものでございます。説明は以上でございます。ご審査いただき、ご決定いただきますようよろしくお願ひいたします。

【教育長】

ご質問等ありますでしょうか。

【委員】

教えていただきたいのですが、義務教育学校について、私の地元の京都の学校で、正式な学校名で京都市立大原小中学校という学校があります。通称として京都大原学院を使っても良いという形で、基本的にはそれを使っていて公印はどうなっているのだろうと思ったのですが、義務教育学校で、「学園」という名前にしておいたままで問題は無いのでしょうか。

それから、いつも申し上げていますが、なぜ「学校長」という言い方をするのでしょうか。「校長」という言い方をするのが普通です。その 2 点、教えてください。

【教育総務課長】

まず、学校の名称でございますが、義務教育学校は全国的に増えてきておりまして、今回この規定を制定するにあたり、他市がどういった形でされているかを確認させていただきました。

初めは西学園や東学園という名前なので抵抗がありましたが、特に通称の指定をする等の手続きを踏まずとも、公印で規定することに問題はないということで確認させていただいております。

あともう 1 点、以前にも「学校長」は正式ではないというお話をいただいておりますが、こちらにつきまして、他がこういう表現を使っているからというわけではないですが、特に深く考えずに「学校長」という形で作っています。

こここの表記はあくまでも雛形としましたが、印影の登録の仕方には大きく分けて 2 つございます。実際に使用する印鑑そのものを登録する方法をとるのが一つ、もう一つは、一般的に小中学校という、あくまでも印影ではなくて雛形だけを登録しておいて、実際の公印を作るときには、そこに正式な学校の名称を入れて作るという 2 通りございます。

豊能町につきましては、後者を今回は適用させていただきたいと考えています。

【委員】

「何々学園校長之印」と、校長になっているので、これはこれでいいんだろうなと思いますが、これは「何々学園学校長之印」でないということでおろしいですね。

【教育長】

京都の場合は、何々学院は正式ではなく通称であるということで、また調べていただき、もし何か問題があれば再度ご提案ということでお願いいたします。今のところ他市を調べたところ、通用するということです。それでは質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明がありました第 13 号議案「豊能町教育委員会公印規程一部改正の件」、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって第 13 号議案は可決されました。

次に、前回会議以降の各課の報告に移らせていただきます。まず初めに私から、1 期目にご尽力いただきました馬渡委員ですが、前議会におきまして、議会の同意をいただいておりますので、再任という形で引き続きよろしくお願いします。続けて事務局よりお願いします。

【こども未来部長】

- ・豊能町議会について

【教育総務課長】

- ・令和 8 年度採用の豊能地区教職員採用試験の結果について
- ・東地区の義務教育学校の工事の進捗について

【峯義務教育課長】

- ・全国学力・学習状況調査の結果について

【生涯学習課長】

- ・イベント関係について

【教育長】

ありがとうございます。他、よろしいでしょうか。本日の議事はすべて終了いたしました。次に、11 月教育委員会会議の日程ですが、11 月 12 日（水）午後 2 時からを予定しております。また、11 月は学校園所の視察が順次行われますので、少し忙しくなりますが、ご協力をお願いします。以上をもちまして、令和 7 年度豊能町教育委員会会議 10 月定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後 3 時 5 分